

第1章 計画の基本的事項

第1節 計画策定の背景と目的

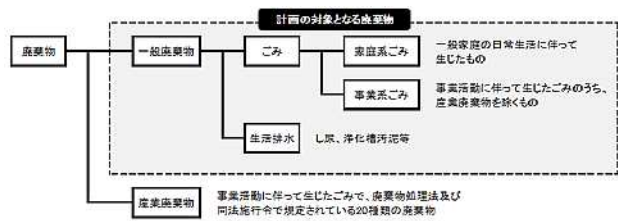
- ・現計画が中間年度を迎えることから、市民・事業者・行政が連携してごみの減量とリサイクル及び廃棄物の適正処理を推進し、循環型社会の形成を目指すことを目的に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項に基づき策定する。
- ・現計画策定以降に定められた法律や計画、及び社会状況の変化等を踏まえ定める。

◆新たに定められた主な法律や計画◆

- ・山形市発展計画2025（令和2年3月策定）
- ・第4次山形市環境基本計画（令和3年3月策定）
- ・プラスチック資源循環促進法（令和4年4月施行）

第2節 計画の対象

循環型社会形成推進基本法で定める廃棄物等（廃棄物及び使用済物品等または副次的物品）のうち、一般廃棄物の「ごみ」及び「生活排水」とする。



第3節 計画の期間

令和5年度～令和14年度

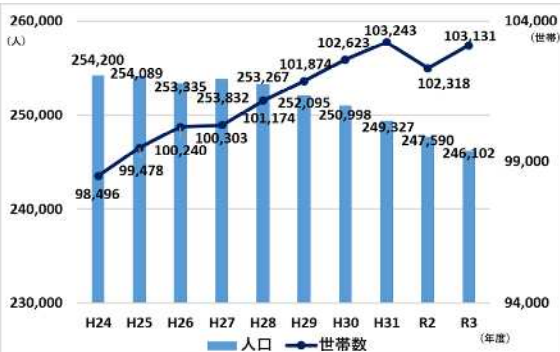
10年間を計画期間とし、令和9年度を中間目標年度として見直しを行うものとする。

第2章 地域の概要

山形市、上山市、山辺町及び中山町の2市2町で構成している山形広域環境事務組合の所管する、エネルギー回収施設（立谷川・川口）、立谷川リサイクルセンターで中間処理を行っている。最終処分は上野最終処分場で行っている。

◆人口・世帯数の推移◆

人口は減少しているが、世帯数は増加傾向



第3章 ごみ処理基本計画

第1節 ごみ処理の現状と課題

1 ごみ排出量の現状

(1) 家庭系ごみの発生・排出状況  
令和3年度：51,614 t  
(平成30年度から1%増加)

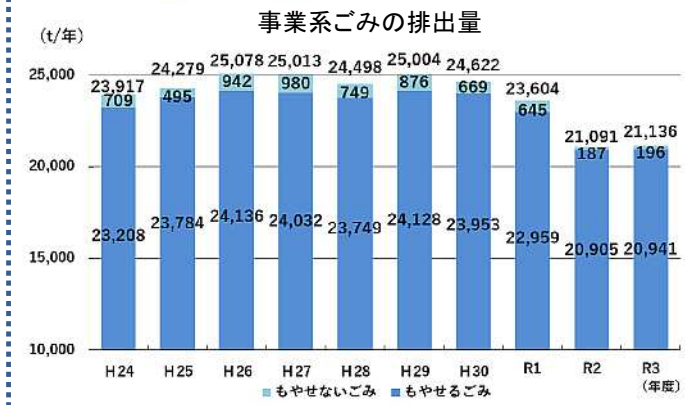
- ・平成30年度まで減少傾向で推移
- ・令和元年度以降、新型コロナウイルス感染症の影響により、家庭系ごみの量が増加傾向



(2) 事業系ごみの発生・排出状況

令和3年度：21,136 t  
(平成30年度から14.1%減少)

- ・令和元年度まで横ばい傾向で推移
- ・新型コロナウイルス感染症の影響による事業活動の停滞により、令和2年度から3年度にかけて大きく減少
- ・令和3年度の事業系もやせるごみに混入する削減可能ごみは、平成30年度の12.9%から2.5ポイント増の15.4%混入

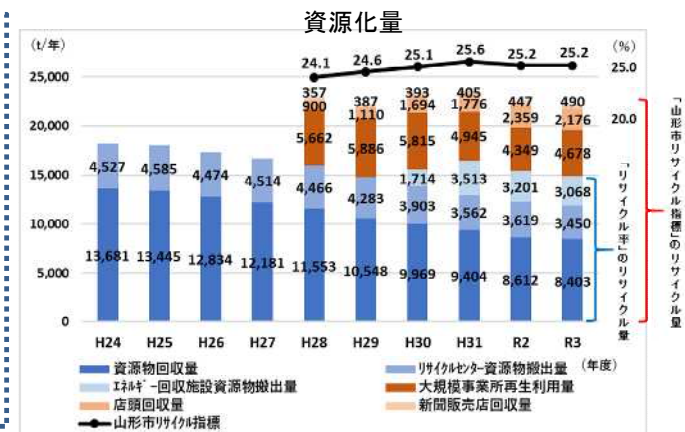


(3) リサイクルの進捗状況

① 資源化量の推移

令和3年度山形市リサイクル指標：25.2%  
(平成30年度から0.1ポイント増加)

- ・減少傾向にあったが、平成30年度のエネルギー回収施設の稼働により増加し、それ以降令和3年度まで横ばい傾向で推移



② 家庭系もやせるごみ組成の推移

- ・削減可能ごみ及びリサイクル可能ごみの割合が減少傾向で推移し、分別徹底によるごみ減量と資源化の取り組みが進行
- ・生ごみの比率は減少傾向で推移し、生ごみの水切り徹底等の取り組みが進行
- ・プラスチック類やリサイクル不可の紙類については、増加傾向で推移

(4) 適正処理の推進状況

① 立谷川リサイクルセンター発煙・火災状況

- ・ごみの分別の誤りによるリチウムイオン電池内蔵家電に起因する発煙・火災が増

立谷川リサイクルセンター発煙・火災件数 (件)

H29	H30	R1	R2	R3
60	120	210	286	266

2 現計画(平成30～令和9年度)の進捗状況

	H28 (現計画策定時の現状値)	H30	R3	R4 中間目標	R9 目標
市民1人1日あたりの家庭系ごみ (g/人・日)	565	558 (560)	575 (552)	— (550)	— (536)
事業系ごみ (t/年)	24,498	24,622 (23,800)	21,136 (22,700)	— (22,500)	— (20,500)
山形市リサイクル指標(%)	24.1	25.1 (24.6)	25.2 (26.5)	— (27.0)	— (29.0)
最終処分量 (t/年)	10,617	5,503 (6,093)	3,911 (4,706)	— (4,550)	— (4,090)

※( )は、現計画策定時の計画値

【市民1人1日あたりの家庭系ごみ】	令和3年度実績は、令和3年度の計画値を超えている。  <理由> ・新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置に伴う外出自粛やリモートワークの普及等による家庭系ごみの排出増加 ・新しい生活様式が定着し、テイクアウト等の食品容器やネットショッピング等の梱包材の増
【事業系ごみ】	令和3年度実績は、令和3年度の計画値に達している。  <理由> ・新型コロナウイルス感染症の影響による事業活動の停滞等による減
【山形市リサイクル指標】	令和3年度実績は、令和3年度の計画値に達していない。  <理由> ・事業活動の停滞による大規模事業所回収量の減 ・新型コロナウイルス感染症の影響による集団資源回収量の減
【最終処分量】	令和3年度実績は、令和3年度の計画値に達している。  <理由> ・事業系もやせるごみの量の大幅な減少に伴う焼却灰の減

3 ごみ処理の課題

- (1) 新しい生活様式による家庭系ごみの量の増加
- (2) 家庭系もやせるごみへの資源物混入
- (3) 事業系ごみへの資源物混入
- (4) 適正排出(分別)の不徹底

第2節 計画の基本方針及び個別方針 ※別紙1

基本方針1 みんなでつくる循環型の暮らし

- 個別方針1 発生抑制・排出抑制
- 個別方針2 循環資源の有効利用

基本方針2 循環型ごみ処理の推進

- 個別方針3 適正処理の推進
- 個別方針4 資源循環に配慮したごみ処理の推進

第3節 目標

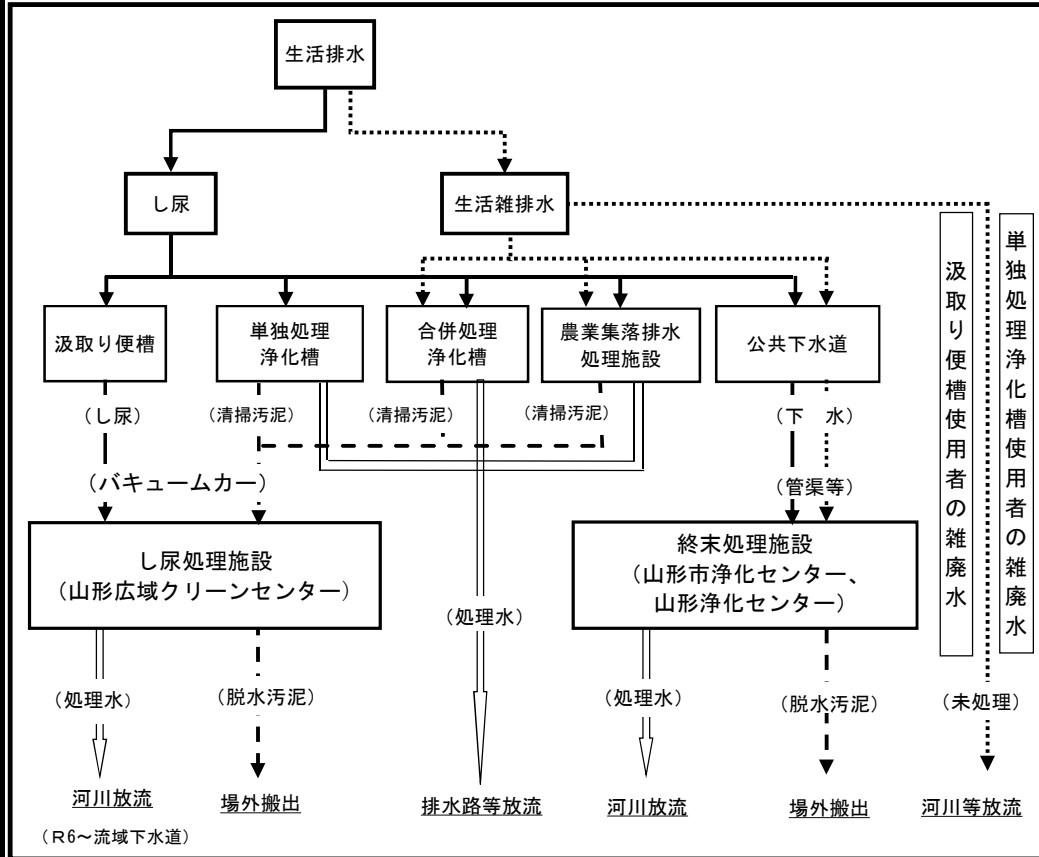
- (1) 市民1人1日あたりの家庭系ごみの排出量の削減
- (2) 事業系ごみの排出量の削減
- (3) 家庭系ごみのさらなるリサイクルの推進
- (4) 最終処分量の削減

## 第4章 生活排水処理基本計画

### 第1節 生活排水処理の現状と課題

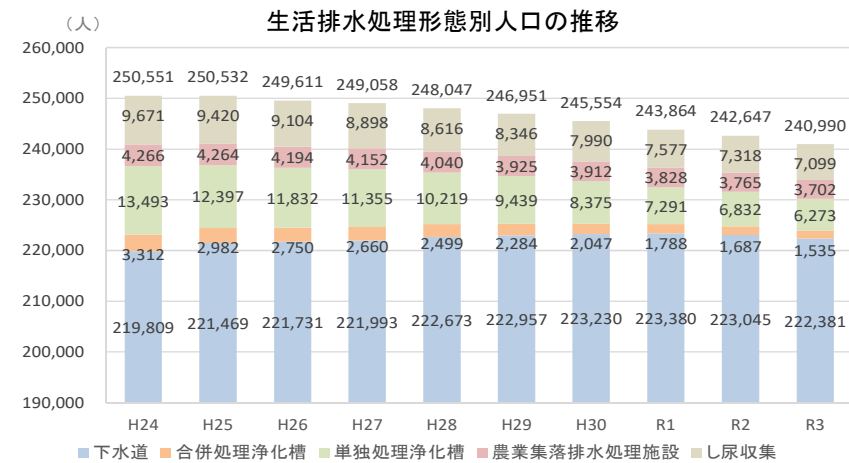
#### 1 生活排水処理の現状

##### (1) 生活排水処理体系



##### (2) 生活排水処理形態別人口

・行政区域内人口と生活排水処理形態別人口



- ・平成24年度から令和3年度にかけて、行政区域内人口は3.8%減少。
- ・各生活排水処理形態別人口のうち、下水道接続人口のみ1.2%増加し、それ以外の形態については全て減少。

##### (3) 生活排水処理施設の状況

- ①生活排水の処理主体  
生活排水の処理主体は、処理施設の種類により、別表のとおり。
- ②公共下水道  
単独公共下水道、流域関連公共下水道が整備され、終末処理施設（山形市浄化センター、山形浄化センター）で処理。
- ③農業集落排水処理施設  
農業振興地域での農業集落排水施設整備は完了し、8施設が稼働済。
- ④合併処理浄化槽  
山形市内には約970基の合併処理浄化槽が設置済。
- ⑤汲取りし尿・浄化槽汚泥の処理施設  
汲取りし尿及び浄化槽汚泥は、し尿処理施設（山形広域クリーンセンター）で処理。

処理施設の種類	対象となる生活排水の種類	処理主体	
下水道	単独公共下水道	し尿及び生活雑排水	山形市
	流域関連公共下水道	し尿及び生活雑排水	山形県
	流域関連特定環境保全公共下水道	し尿及び生活雑排水	山形県
農業	農業集落排水処理施設	し尿及び生活雑排水	山形市
浄化槽	合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	個人等
	単独処理浄化槽	し尿	個人等
し尿処理施設	し尿、浄化槽汚泥、農業集落排水処理施設汚泥		山形広域環境事務組合

#### 2 現計画（平成30～令和9年度）の進捗状況

	H28 (現計画策定時の現状値)	H30	R3	R4 中間目標	R9 目標
生活排水処理率(%)	92.4	93.3 (93.0)	94.5 (93.9)	— (94.2)	— (95.4)

※()は、現計画策定時の計画値

- ・生活排水処理率とは、{(下水道接続人口)+(農業集落排水接続人口)+(合併処理浄化槽人口)} / (行政区域内人口) により算出する。
- ・現計画策定前年度の、平成28年度の92.4%から、現計画初年度の平成30年度に93.3%、令和3年度は94.5%へ向上し、中間目標である令和4年度の94.2%を上回っている。

#### 3 生活排水処理の課題

- (1) 生活雑排水の未処理放流
- (2) 生活雑排水による処理施設への負荷
- (3) 合併処理浄化槽の不適正管理

### 第2節 計画の基本方針及び個別方針 ※別紙1

- 基本方針 水環境の保全と公衆衛生の確保
- 個別方針1 生活排水処理率の向上
  - 個別方針2 汲取りし尿・浄化槽汚泥の適正処理

### 第3節 目標

- (1) 生活排水処理率の向上

## 第5章 計画の推進と進行管理

### 第1節 市民・事業者・行政の役割

本計画の施策の推進にあたり、市民・事業者・行政がそれぞれの役割と責任を果たし、連携・協力して効果的かつ効率的に推進する。

#### 1 市民の役割

- ◆ ごみを出さないライフスタイルの定着
- ◆ 分別の徹底
- ◆ 資源物の資源化推進
- ◆ 生活排水処理施設への早期接続
- ◆ 調理くず等の除去、油は拭き取ってから洗う等の排水処理の徹底

#### 2 事業者の役割

- ◆ 商品やサービスがごみを生じさせない工夫
- ◆ 再資源化可能な商品の製造・流通・販売への配慮
- ◆ 店頭回収などのリサイクルルートの整備
- ◆ 生活排水処理施設への早期接続
- ◆ 調理くず等の除去、油は拭き取ってから洗う等の排水処理の徹底

#### 3 行政の役割

- ◆ 施策の必要性、計画の進行状況などの説明責任、情報公開や情報提供の推進
- ◆ 適正な収集・運搬・中間処理・最終処分と環境負荷の軽減
- ◆ 技術、社会動向を注視した効果的、効率的なごみ処理の推進
- ◆ 区域に応じた生活排水処理施設の整備、接続等の普及促進
- ◆ 浄化槽の適正な維持管理の指導

### 第2節 計画の推進体制

本計画の施策を推進するため、山形広域環境事務組合及び構成自治体、山形県、関係機関等と連携、協力する。

### 第3節 計画の進行管理

本計画の施策を推進するため、施策の進捗状況や目標の達成状況等を正しく点検・評価し、適切な進行管理を行う。

### 資料編

- ・ごみ排出量、処理、処分量の将来予測
- ・し尿及び浄化槽汚泥排出量の将来予測
- ・ごみ処理事業・生活排水処理事業の経緯
- ・ごみ処理フロー
- ・県内市町村との比較
- ・SDGsの関連表
- ・用語の解説